

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
第4期中期目標素案

令和6年（2024年）8月

北海道

平成22年（2010年）4月、道は、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、普及、技術開発、技術支援等を行い、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与することを目的として、道立の22の試験研究機関を統合し、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）を設立した。

その後、道総研は、総合力を生かし、各分野の特性に応じた研究や分野横断的な研究、更には企業等への技術支援に積極的に取り組むとともに、企業、大学、金融機関等と包括的な連携協定を締結するなど、連携強化に努めてきており、第3期中期目標の達成状況は「おおむね良好である」と認められる。

しかしながら、不安定な国際情勢を背景に、北海道ではエネルギーの安定的な供給や、食料・経済の安全保障が課題になるなど、社会や経済の大きな変化に直面しているとともに、人口減少・少子高齢化の進行により、地域の暮らしや経済を支える担い手の不足といった課題も深刻化している。また、大規模自然災害に対する備えも喫緊の課題となっている。

こうした中、脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの活用の拡大や、AIやIoT等のデジタル技術をはじめとした先端技術の導入、新しい技術や付加価値の高い製品の開発などを通じて課題を解決し、魅力ある地域を創り上げていくことが期待されている。

こうしたことから、第4期中期目標期間においては、道総研は、これまでの3期15年の運営実績をもとに、社会経済情勢の変化や科学技術の進展に対応しながら、培ってきた知見や技術を複合的・効果的に活用し、道内の産業振興や道民生活の向上に貢献していく必要がある。

このため、道としては、道総研が、幅広い領域における研究、技術支援等の推進に当たり、理事長のマネジメントの下、効果的・効率的な運営を行うことに加え、職員の能力や意欲の向上、外部との連携強化等による組織の活性化を図るとともに、総合力を発揮することにより、北海道の試験研究機関としての役割を果たしていくことができるよう、中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの5年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 研究の推進及び成果の普及・活用

道民のニーズに迅速かつ的確に対応するため、道総研の有する研究資源を有効に活用し、基盤的な研究、実用化を推進する研究等を実施する。

また、北海道総合計画や北海道科学技術振興基本計画といった計画やそれらに基づく施策のほか、国際社会における共通の指針である持続可能な開発目標（SDGs）等を踏まえ、選択と集中の視点に立って、研究の重点化や外部との連携を推進し、先見性・優位性・実用性・波及性の高い研究を戦略的に展開する。

さらに、研究課題の設定や評価を行い、評価結果を適切に反映させながら研究を推進するとともに、研究成果や研究によって得られた知見が道民の暮らしや産業の現場で有効に活用されるよう積極的な普及に努める。

なお、研究の推進に当たっては、多様なニーズに応えるため、様々な機関等との連携を通じて公募型の研究や共同研究等の実施に努める。

（1）研究ニーズへの対応

道民、企業、行政機関等から、様々な機会を活用して幅広くニーズを収集し、研究課題の選定と実施について、迅速かつ的確に対応する。

（2）研究の推進

道の施策等を踏まえ、道総研が有する研究資源を有効に活用するとともに、選択と集中の視点に立って、道総研内はもとより、外部機関との緊密な連携の下、研究を推進する。

また、市町村や企業等から地域の課題を把握するとともに、その課題の解決に向けた研究に連携して取り組む。

ア 基盤的な研究、実用化を推進する研究等の実施

道内の行政や産業、地域のニーズに対応して、技術力の維持・向上や環境保全等に必要の基盤的な研究、実用化・事業化につながる研究等を実施する。

イ 研究の重点化

研究の重点化に当たっては、北海道を取り巻く状況等を踏まえ、気候変動や労働力不足等に対応できる持続可能な食料生産体制の構築、再生可能エネルギーの地産地消等による環境と経済の調和、デジタル技術の活用による産業の競争力強化と地域社会の活性化に総合力を発揮して取り組む。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

ウ 外部機関と連携した研究の推進

企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との連携を進め、国等の公募型の研究、道総研と企業等の相互の技術や知見を活用した研究及び企業等からの依頼による研究を積極的かつ柔軟に実施する。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

(3) 研究の推進方向

研究の推進に当たっては、北海道総合計画や北海道科学技術振興基本計画などの各分野に関連する計画等の趣旨を踏まえるとともに、道総研におけるこれまでの研究成果や専門性等を生かし、総合力を発揮して分野横断的な研究を進めるなど、重点化を図りながら、以下の推進方向により戦略的に取り組む。

なお、各分野の研究には、地域産業の高度化・省力化を図る観点から、デジタル技術の活用を推進するとともに、「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、脱炭素化を研究テーマとして設定することとする。

ア 農業に関する研究の推進方向

(7) 豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の振興

我が国最大の食料供給地域として、食料自給率の向上に寄与するとともに、消費者と食関連産業のニーズに応える安全で高品質・高品位な農産物を安定的に供給していくため、生産性や品質の向上に向けた品種開発・技術開発のほか、デジタル技術を活用したスマート農業等の先端的・基盤的技術の開発と実用化を推進する。

また、気候変動に適応し、高温等でも安定・多収を実現できる品種や新規作物導入も含む生産技術の開発に取り組む。

(4) 環境と調和した持続的農業の推進

農業生産力の向上と持続性の両立を実現するため、環境への負荷を低減するクリーン農業や有機農業を推進するほか、地域の有機物資源の有効活用や、温室効果ガスの削減に資する試験研究や技術開発に取り組む。

(ウ) 地域の特色を生かした農業・農村の振興

地域の特色を生かした農業・農村の振興を図るため、多様な人材が活躍できる環境づくり、気象・土壌条件や地理的・社会的条件に応じた地域の諸課題の解決に向けた試験研究や技術開発を推進する。

イ 水産に関する研究の推進方向

(7) 地域を支える漁業の振興

我が国最大の漁業生産拠点である北海道の基幹産業として、水産業を将来にわたって維持し、活力のある地域づくりを進めるため、北海道の主要魚種の資源調査・評価や、北海道の実態に即した資源管理、海洋環境の変化に対応した増養殖に関する試験研究や技術開発、デジタル技術を活用した先端的漁業技術の開発等を推進する。

(イ) 新たな資源の有効活用と高度利用の推進

高品質な道産水産物を安定的に供給するための安全性の確保や品質・鮮度を保持する技術の研究開発を行うとともに、海洋環境の変化等により増加する資源や未利用資源の有効利用を図るため、高度加工利用技術の開発に取り組む。

(ウ) 自然との共生を目指した水産業の振興

北海道の豊かな自然環境との共生を目指した水産業の振興を図るため、海域及び内水面の環境評価や海況変動の予測、水域生態系の保全、ブルーカーボンの取組、海域の多目的利用等に関する試験研究を推進する。

ウ 森林に関する研究の推進方向

(7) 森林資源の循環利用による林業及び木材産業の健全な発展

森林資源の循環利用を進めるため、リモートセンシング等のデジタル技術を活用しながら、優良種苗の安定供給や施業に係る労働の軽減、森林及び伐採木材製品による炭素吸収量・貯蔵量の評価、森林資源や素材生産量の将来予測など適切な森林管理、道産木材・木製品の競争力向上と利用拡大に関する試験研究や技術開発を推進する。

(イ) 森林の多面的機能の持続的な発揮

森林の多面的機能の持続的発揮により道民生活の向上を図るため、災害による被害の軽減や水土保全、生態系保全などに配慮した森林管理技術、有用樹木やきのこ等の有効利用に関する試験研究や技術開発を推進する。

エ 産業技術環境に関する研究の推進方向

(7) 地域経済をけん引するものづくり産業の振興

地域経済をけん引するものづくり産業の競争力強化を図るため、デジタル技術の活用による生産性向上や成長産業への参入促進、地域資源の活用に資する試験研究や技術開発を推進する。

(イ) 成長力を持った力強い食関連産業の振興

食関連産業を一層の競争力を持った力強い産業に発展させるため、北海道の品質の高い豊富な農林水産物を生かし、市場ニーズ等に対応した食品の高付加価値化や食品の安全性、品質の維持向上に関する研究開発及びこれを支える生産機械、システムの試験研究や技術開発を推進する。

(ウ) 脱炭素化や循環資源等の利用の推進

環境と経済・社会の好循環に向けて、本道に豊富に賦存する多様な再生可能エネルギー等の活用、エネルギー利用の効率化、循環資源の利用及び廃棄物の排出抑制・適正処理等に関する試験研究を推進する。

(イ) 生活・産業基盤を支える環境の保全

道民の生活や産業の基盤を支える北海道の良好な環境及び生物多様性の保全に向け、健全な水循環系の構築、「緩和」と「適応」を両輪とする気候変動対策、環境リスクの低減、自然環境の保全・再生、野生生物の保護管理等に関する試験研究を推進する。

(オ) 災害の被害防止・軽減及び地質資源の活用

激甚化・頻発化する自然災害の被害防止・軽減に向けて、地質ハザードの把握及

び広域的視野に立った災害の発生要因の解明を行うとともに、水資源をはじめとした地質資源の活用等に関する試験研究を推進する。

オ 建築・まちづくりに関する研究の推進方向

暮らし・地域・環境を育む建築・まちづくりの推進

持続可能な地域社会の構築に向けて、自然災害からの安全性確保、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用等による脱炭素化、地域資源やデジタル技術の活用を図るなど、安全で快適な建築・まちづくりに関する試験研究や技術開発を推進する。

(4) 研究の評価

研究の質の向上を図るため、外部有識者からの意見や評価を踏まえて、研究課題評価を行い、その結果を研究課題の設定や研究の実施、進捗状況の管理、研究成果の活用等に適切に反映させる。

(5) 研究成果の普及・活用の促進

産業振興や地域課題の解決に向けて、研究成果や知見が一層活用されるよう、積極的な普及に取り組む。

取組を進めるに当たっては、広報媒体による情報発信のほか、学会での発表や成果発表会の実施、日常的な研究活動における企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との連携交流、幅広い技術支援の取組など、様々な方法を活用して広く発信する。

研究成果の活用については、次のとおり数値目標を設定する。

設定内容	目標値（毎年度）
行政や企業等で活用された成果の数	830件

2 知的財産の管理・活用

幅広い分野への応用可能性があり、実用化・商品化が期待される新しい技術や普及が見込まれる優良な品種について、知的財産権の取得を図るとともに、適正な管理を行う。

また、研究成果の道民への還元を更に進めるため、知的財産関係団体や産業団体等と連携し、企業等への情報提供を通じて実施許諾に向けた活動を行うほか、職員研修を実施するなど、知的財産の活用を一層推進する。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

3 総合的な技術支援の推進

企業等の技術開発・製品開発、道や市町村の施策の立案・推進等を総合的に支援するとともに、地域や産業の担い手の育成に取り組む。

取組を進めるに当たっては、研究成果や知見をより幅広く普及し、活用を促進する機会として、また、地域や企業等のニーズを研究内容に反映させる機会として、技術支援を一層効果的に行う。

(1) 技術相談及び技術指導等の実施

地域や企業等に対して、組織横断的な対応や外部との連携等により、幅広い観点から技術的な相談や指導等を行う。

また、利用の一層の拡大に向けて情報発信等に取り組むとともに、利用者の要望に応じた機動的なサービスの提供を行う。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

(2) 依頼試験等の実施及び設備等の提供

企業等からの依頼により、試験、分析、測定等を迅速かつ的確に実施するとともに、企業等の技術開発を支援するため、試験機器等の設備及び施設を提供する。

また、設備等の利用の一層の拡大に向けて情報発信等に取り組むとともに、利用者の意見を把握し、利便性の向上を図る。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

(3) 地域や産業の担い手の育成

研究成果や知見を伝えるため、研修会等を開催するとともに、企業や自治体、団体、大学の技術者等を受け入れ、技術の普及指導等を行うなど、地域や産業の担い手の育成を支援する。

4 連携の充実強化

研究ニーズの把握や研究の推進、研究成果の幅広い普及等を的確に行うため、産業界、産業支援機関、大学等の研究・教育機関、行政機関、金融機関等との連携を一層強化する。

取組を進めるに当たっては、連携協定や産学官金のコーディネートを担う人材のネットワークを活用し、連携交流の機会を一層充実させるほか、北海道総合研究プラザをこれらの機関との連携交流の場として効果的に活用する。

また、各地域で研修会の開催や意見交換の場を設けるなど、地域での連携交流に取り組む。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

5 広報機能の強化

試験研究等の成果や技術支援制度に係る情報の集約化を進め、戦略的な視点をもって広報活動を展開し、道総研の知名度の向上や利用の拡大に努める。

取組を進めるに当たっては、組織間の緊密な情報共有のもと、報道機関への積極的な情報提供のほか、道民や企業に向け、ホームページやSNSなどを一層、効果的・効率的に活用し、広く情報発信を行うとともに、双方向のコミュニケーションを通じて研究ニーズの把握に努める。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営の基本的事項

設立の目的や中期目標の達成に向け、予算や人員配置の弾力的な運用による戦略的な資源配分を行うなど、効果的・効率的な業務運営を行うほか、PDCAサイクルを効果的に機能させ、業績評価の結果を業務運営に適切に反映させる。

2 組織体制の適切な見直し

道の施策や社会経済情勢の変化等を踏まえ、効果的・効率的な運営を行う観点から、中長期的な視点に立って、適切な組織の見直しを行う。

3 業務の適切な見直し

(1) 事務処理の効率化

業務の内容や事務処理に係る点検の結果に基づき、絶えず見直しを行うとともに、デジタル技術の活用により、事務処理の効率化や負担の軽減を図る。

(2) 道民意見の把握及び業務運営の改善

道総研の活動に関して、道民、市町村、関係団体や利用者等の幅広い意見を把握し、業務運営の改善に反映する。

4 職員の能力向上と人材の確保

ワークライフバランスやダイバーシティの推進に配慮しつつ、職員の能力向上と人材の確保に向けて取り組む。

(1) 職員の能力及び意欲の向上

研究の質を高めるため、公正かつ適正な人事評価や研修の充実等により職員の能力の向上を図るとともに、表彰の実施や職員の意向を踏まえた研究課題の設定などにより、意欲の向上に努める。併せて、こうした意向について、意見交換の場などを通じ、

道とも共有を図る。

また、ハラスメントを防止するとともに、職員の業務効率の向上や子育て支援等のワークライフバランスの推進に向けた取組を進める。

(2) 人材の確保及び育成

受験要件の緩和等の採用試験制度の見直しを行うとともに、長期的な視点で研究の方向性や職員構成などを考慮し、優秀な人材の確保に努める。

また、柔軟な人事制度や研修の充実、分野横断的な研究を通じて、組織、研究等のマネジメントや外部とのコーディネートを担うことができる幅広い視野を持つ人材を計画的に育成する。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 財務の基本的事項

透明性の高い経営に努め、財務運営の効率化を図る。

※財務運営の効率化に係る目標値については、別途検討

2 多様な財源の確保

研究資金の安定的な確保のため、公募型の研究等による外部資金の獲得を図るとともに、知的財産の活用、企業等からの依頼試験の実施、設備の提供等による一層の自己収入の確保を進めるなど、多様な財源の確保に取り組み、財務の安定化を図る。

この項目については、数値目標を設定して取り組む。

3 経費の効率的な執行

職員のコスト意識を醸成するとともに、経費の執行について絶えず見直しを行い、効率的な執行を図る。

4 資産の管理

資産を適切に管理するとともに、効率的な活用を図る。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設・設備の整備及び活用

施設・設備の適切な維持管理や計画的な改修等により、施設の長寿命化を図るとともに、管理運営に関するコストの縮減に努める。

また、多くの施設・設備が既に耐用年数を経過していることから、安全な労働環境にも配慮しながら、中長期的な視点に立って、施設・設備の集約化や改廃を含めた計画的な整備に取り組む。

2 内部統制の整備

道総研の設立目的を効果的・効率的に果たすため、次の取組を推進する。

(1) コンプライアンスの徹底

役員及び職員が、自らの行動が常に道総研の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、自らを律するとともに、道民からの信頼を損なうことがないように、研修等の必要な対策を講じ、業務遂行に当たってのコンプライアンスを徹底する。

(2) 安全確保・リスク管理

職員の安全な労働環境の確保に配慮するとともに、職員の安全衛生意識の向上に努め、事故等の未然防止及び来場者の安全確保に万全を期するよう取り組む。

また、災害・事故等の緊急時の対応策について、あらかじめリスクを想定し、連絡体制や責任者を明確にするなど、必要な体制の整備等に取り組む。

(3) 情報セキュリティ管理

データの保全等、情報資産の適切な管理を行う。特に、情報システム及び関連機器等

の管理については、ソフトウェアの一元管理や情報システムに対する攻撃への対処など、リスクを低減するために必要な情報セキュリティ対策を講ずる。

また、個人情報や企業情報等の職務上知り得た秘密事項の漏えいを防止するため、職員全員にその重要性を認識させるための取組を実施する。

3 社会への貢献

(1) 国際協力

国、道、JICA（独立行政法人国際協力機構）等が実施する国際協力事業への参画等を通じて社会貢献に取り組む。

(2) 科学技術に対する道民等の理解の促進

道民等に対し、科学技術に対する理解の促進を図るための取組を実施する。

(3) 災害等への対応

災害又は事故等の発生時やその復旧時、道や市町村への技術的な協力等の支援が必要な場合は、迅速かつ的確に対応する。

4 情報公開

道民に開かれた試験研究機関として、積極的な情報の公開及び提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。

5 環境への配慮

業務運営に際しては、環境への配慮に努める。

次のとおり数値目標を設定する。

設定内容	目標値
2030年度における温室効果ガス排出量の削減割合（2013年度比）	50%